

令和7年 第2回

いなべ市議会 定例会 議案

令和7年第2回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第32号	いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第33号	いなべ市職員の育児休業等に関する条例及びいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第34号	いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第35号	いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第36号	令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第1号）	
議案 第37号	令和7年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第1号）	
	以下余白	

議案第32号

いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年6月5日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布により、公示送達をインターネットを利用する方法により閲覧可能とすること、特定親族特別控除の創設に伴い生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族の給与収入が扶養控除の限度額を超えても段階的に特別控除を受けることを可能とすること、加熱式たばこの税率について紙巻たばこの税負担差を解消するため課税方式が見直されること等所要の規定の整備をする必要があるため、いなべ市税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市税条例の一部を改正する条例

いなべ市税条例（平成15年いなべ市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者」を「給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの」に、「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供される

- ものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のいなべ市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のいなべ市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、いなべ市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) いなべ市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第33号

いなべ市職員の育児休業等に関する条例及びいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市職員の育児休業等に関する条例及びいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年6月5日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が公布され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充及び仕事と育児の両立支援制度の強化がなされることに伴い、いなべ市職員の育児休業等に関する条例及びいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の育児休業等に関する条例及びいなべ市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 いなべ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年いなべ市条例第30号）の
一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部
分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認
は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再
任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤
職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第
19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下
「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第
1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61
条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め
る。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1
項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単
位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ
当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であ
つて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の
時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該
残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日
から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例
で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準と
して条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め
る時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じ

て得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年いなべ市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、いなべ市職員の育児休業等に関する条例(平成15年いなべ市条例第30号)第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) いなべ市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条第2項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後のいなべ市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後のいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第1項及び第2項に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第34号

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年6月5日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）が公布され、特定地域型保育事業者による保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し並びに連携施設に係る経過措置が延長されることに伴い、いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改め、「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項から第5項まで」を「この項から第7項まで」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に、「満3歳未満保育認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割

の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに
水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管
理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しよう
とする。

令和7年6月5日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令
和6年政令366号）が施行され、建設業法施行令（昭和31年政令第2
73号）の一部が改正されたことに伴い、市条例で引用する条が繰り下
げられたため、いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並び
に水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正するについては、地
方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定によ
り議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年いなべ市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 11 号及び第 4 条第 8 号中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のいなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例第 3 条第 11 号及び第 4 条第 8 号に規定する技術検定に合格した者については、この条例による改正後のいなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例第 3 条第 11 号及び第 4 条第 8 号に規定する技術検定に合格した者とみなす。

議案第36号

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第37号

令和7年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

いなべ市長 日 沖 靖

